

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外67校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥29,615,080円(税込)
予 定 価 格	¥29,620,800円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿小学校外67校（廃校含む）に設置されている自家用電気工作物を正常な状態に維持できるように、保守点検を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 学校運営部学校施設管理課管理係 折笠 電話3880-5965（直通）

契約の相手方	名称 高橋工業株式会社 足立支店 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目15番6号グレイスハイツ東綾瀬201号
契約相手方の選定理由	自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法において主任技術者免状の交付を受けた主任技術者が行わなければならない。委託先が変更になった場合は、関東東北産業保安監督部への変更届が必要になり、それに要する日数や費用が発生する。また、施設に対する十分な知識が必要となるため、当施設に精通している現在の保安管理業務の相手先と随意契約を締結することで、経費の節減及び円滑かつ安定的な保安管理業務体制を確保することができる。 なお、上記事業者は、令和2年度に入札で決定し、良好に保安業務管理を行っている。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3547)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
履 行 場 所	足立区立第一中学校（足立区千住河原町4番7号）外3校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥15,708,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,708,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区立第一中学校ほか33校に設置されている自家用電気工作物を正常な状態に維持できるように、保守点検を行う 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 学校運営部学校施設管理課管理係 折笠 電話3880-5965（直通）

契約の相手方	名称 高橋工業株式会社 足立支店 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目15番6号グレイスハイツ東綾瀬201号
契約相手方の選定理由	自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法において主任技術者免状の交付を受けた主任技術者が行わなければならない。委託先が変更になった場合は、関東東北産業保安監督部への変更届が必要になり、それに要する日数や費用が発生する。また、施設に対する十分な知識が必要となるため、当施設に精通している現在の保安管理業務の相手先と随意契約を締結することで、経費の節減及び円滑かつ安定的な保安管理業務体制を確保することができる。 なお、上記事業者は、令和2年度に入札で決定し、良好に保安業務管理を行っている。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3547)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目１７番１号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥14,988,600円(税込)
予 定 価 格	¥14,988,600円(税込)
概 要	1 目的 足立区役所本庁舎に設置されているエレベーター及びエスカレーターを安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 (1) エレベーター(日立製) 7基 (2) エスカレーター(日立製) 2基 3 業務内容 月1回の定期保守点検を行う(遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による)。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目１０１番地
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多いため、本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する(株)日立ビルシステムが最適である。 (2) 本エレベーターは群管理プログラムを採用し、更に遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び群管理プログラムは本庁舎独自のものであり、(株)日立ビルシステムのみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎外 1か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥10,337,470円(税込)
予 定 価 格	¥10,337,470円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーターを安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 エレベーター（東芝製） 7基 3 業務内容 月1回の保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多く、災害時に消防隊が消火作業や救出活動に使用するため、非常用エレベーターの設置義務がある。本委託中7、8号エレベーターは非常用エレベーターであり、重要な設備である。本エレベーターの制御を熟知し、緊急時には30分以内に到着でき、また補修部品の在庫管理及び迅速な配送システムを有する東芝エレベータが最適である。 (2) 本エレベーターは24時間の遠隔監視システムを採用し、自動診断、状態変化監視、データ解析によりエレベーターの正常な運転と安全を確保しており、異常発生時には発報により状況確認が確実に行える。 (3) 本システム及び運用のプログラムは東芝エレベータ独自のものであり、東芝エレベータのみが本システムを有効に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎（北館）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,449,720円(税込)
予 定 価 格	¥4,449,720円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機を安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 (1) エレベーター（オーチス製） 2基 (2) 小荷物専用昇降機（オーチス製） 1基 3 業務内容 月1回の保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法第41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。

契約の相手方	名称 日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社 住所 東京都中央区新川二丁目27番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多い。本エレベーターは特殊な駆動方式のフラットベルト式であり、内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する日本オーチス・エレベータが最適である。 (2) 本エレベーターは24時間遠隔監視システムを採用し、エレベーターの正常な運転と安全を確保しており、緊急時にも迅速に対応できる。 (3) 本システム及び運用のプログラムは、日本オーチス・エレベータ独自のものであり、日本オーチス・エレベータのみが適切に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	桜花住区センター（足立区花畑六丁目4番16号）外2か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,930,400円(税込)
予 定 価 格	¥2,930,400円(税込)
概 要	【概要】 桜花住区センター（足立区花畑六丁目4番16号）外2か所内エレベーターの正常な機能を維持するために保守点検を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話3880-5090（直通）

契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所 住所 東京都足立区千住仲町41番1号
契約相手方の選定理由	エレベーターの保守点検は、エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行なうため、平成26年度より、遠隔監視装置を導入した。他社では、遠隔監視装置の保守業務を適正に行なうことができない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行なうために、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	本木関原住区センター（足立区関原一丁目21番11号）外2か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,983,200円(税込)
予 定 価 格	¥2,983,200円(税込)
概 要	【概要】 本木関原住区センター（足立区関原一丁目21番11号）外2か所内エレベーターの正常な機能を維持するために保守点検を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話3880-5090（直通）

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	エレベーターの保守点検は、エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行なうため、平成26年度より、遠隔監視装置を導入した。他社では、遠隔監視装置の保守業務を適正に行なうことができない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行なうために、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立加平小学校（足立区六町三丁目3番11号）ほか1校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,752,860円(税込)
予 定 価 格	¥2,752,860円(税込)
概 要	【概要】 足立区立加平小学校ほか1校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 加平小学校 東島根中学校 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965

契約の相手方	名称 日本エレベーター製造株式会社 住所 東京都千代田区岩本町一丁目10番3号
契約相手方の選定理由	(1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する 日本エレベーター製造株式会社が最適である。 (2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び管理プログラムは、日本エレベーター製造株式会社のみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3547)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立東綾瀬小学校（足立区東綾瀬二丁目15番15号）ほか6校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥9,477,600円(税込)
予 定 価 格	¥9,477,600円(税込)
概 要	【概要】 足立区立東綾瀬小学校ほか6校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 東綾瀬小学校、千寿小学校、江北小学校、鹿浜未来小学校、第十中学校、千寿青葉中学校、東綾瀬中学校 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	（1）本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する東芝エレベータ株式会社が最適である。 （2）本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 （3）本システム及び管理プログラムは、東芝エレベータ株式会社のみが適切に運用できる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3547)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿桜小学校（足立区千住桜木一丁目8番15号）ほか4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥5,181,000円(税込)
予 定 価 格	¥5,181,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿桜小学校ほか4校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 千寿桜小学校、新田学園第二校舎、伊興小学校、梅島小学校、江北桜中学校 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
契約相手方の選定理由	(1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する (株)日立ビルシステムが最適である。 (2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び管理プログラムは、(株)日立ビルシステムのみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3547)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立足立小学校（足立区足立三丁目11番5号）ほか10校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥10,480,800円(税込)
予 定 価 格	¥10,480,800円(税込)
概 要	【概要】 足立区立足立小学校ほか10校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 足立小学校、本木小学校、関原小学校、亀田小学校、鹿浜五色桜小学校、中川小学校、西新井小学校、綾瀬小学校、第四中学校、第十二中学校、鹿浜菜の花中学校 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965

契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所 住所 東京都足立区千住仲町41番1号
契約相手方の選定理由	1) 本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する三菱電機ソリューションズ株式会社が最適である。 (2) 本エレベーターは、遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び管理プログラムは、三菱電機ソリューションズ株式会社のみが適切に運用できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3547)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エスカレーター保守点検委託
履 行 場 所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥19,351,200円(税込)
予 定 価 格	¥19,351,200円(税込)
概 要	【概要】エスカレーターの定期保守点検業務及び緊急対応 【契約期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】都市建設部 道路公園整備室 安全設備課東部電気設備係 電話03-3880-5013（直通）

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
契約相手方の選定理由	北千住駅西口広場は利用者の事故防止及び円滑な動線を確保するため、設置当初よりエレベーター、エスカレーター、監視カメラ設備は、一元化されたシステムとして施工されている。 さらに当設備は、日立製の機器及び遠隔監視システムが採用されているため、（株）日立ビルシステムでなければ機能及び性能を判断することができないことから、随意契約を希望する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3380-5709
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	照明制御設備保守点検委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,582,646円(税込)
予 定 価 格	¥2,582,646円(税込)
概 要	庁舎の照明制御装置の機能を維持し、利便性、経済性、安全性、管理性の向上を図ると共に、定期的な維持管理業務と計画的な保全業務を行い、庁舎を使用する人々に充実した生活空間を提供することを目的とする。

契約の相手方	名称 東芝ライテック株式会社 首都圏支店 住所 東京都品川区南品川二丁目2番13号南品川Jビル
契約相手方の選定理由	(1) 本事業者は、照明制御設備の開発製造者で施工者でもあり、適切で責任ある管理ができる。 (2) 設備を熟知しており、設備機能を最大に発揮させ、効率性と経済性を常に意識して保守を遂行している。 (3) プログラム等については、庁舎独自のものを採用しており、本事業者のみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。 (4) 本事業者と直接契約することにより、経費の低減を図ることができる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当